

## しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金交付決定にあたってのお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度はしながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金にご申請いただき、ありがとうございます。

助成金の交付が決まりましたので、下記書類を送付いたします。

また、交付金額の確定に向けて、実績報告をお願いいたします。

※ 実績報告も、電子申請サービスをご利用ください。

ご提出は、メール「交付決定のお知らせ【品川区地域産業振興課・しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金】」に添付した URL から受け付けます。

→受付開始は令和 8 年 10 月 1 日（木）です。

なお、実績報告時には以下「2 提出書類一覧」の書類をアップロードいただきますので、事前にご準備をお願いいたします。

### 1 送付書類

- (1) 交付決定にあたってのお願い（本紙 全 3 ページ）
- (2) 令和 8 年度しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金交付決定通知書

### 2 提出書類一覧

	提出書類	提出時期
(1)	講座修了証明書等の写し	講座修了＋経費支払後  最終期限 令和 9 年 3 月 12 日 午後 5 時まで
(2)	助成対象経費の支払が確認できる書類 (領収書、振込明細等)	
(3)	その他実績を確認するにあたり必要となる書類	

※紙で実績報告をする場合は、上記(1)～(3)に加え、「しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金実績報告書(区指定様式)」も紙でご提出ください。

※令和 9 年 3 月 12 日までに講座が終了しない場合は、問い合わせ先までご相談ください。

### 3 提出書類について

(1) 講座修了証明書等の写し

講座を運営する事業者に発行を依頼してください。

(2) 助成対象経費の支払が確認できる書類

・領収書または振込証明等のいずれか一方をご提出ください。

※ 領収書については、支払い先の押印があるものをご提出ください。

※ 振込みの控え・当座勘定照合表等でも問題ありませんが、その場合は引落し金額・引落日・振込先と依頼人の口座番号・氏名等が分かるものをご提出ください。

・対象経費として認められるものは、領収書の日付が令和8年4月1日から令和9年3月31日までのもので、かつ、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に利用した経費のみです。

・クレジットカードでの支払いの場合は利用明細と法人等口座からの引き落としが分かる書類をご提出ください。

※ 令和9年4月1日以降に口座から引き落としされた場合、クレジットカードの利用日が助成対象期間内であっても対象外です。

(3) その他実績を確認するに当たり必要となる書類

実績報告確認に当たり、上記の書類以外に区から提出をお願いする場合がございます。

(4) しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金実績報告書（区指定様式）※紙の場合のみ  
区指定様式については品川区中小企業支援サイトの「しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金」のページからダウンロードし、必要事項を記載のうえ、アップロードしてください。

(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/2696.html>)

〈ホーム〉助成金〉しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金〉

### 4 オンラインでの実績報告手続きについて

(1) 助成金交付決定時、「交付決定のお知らせ【品川区地域産業振興課・しながわ女性高度 IT 人材育成事業助成金】」というメールをお送りいたします。メール本文に電子申請サービスの URL が記載されていますので、そちらからログインしていただき、実績報告をお願いいたします。

当該メールを紛失された場合は、再度 URL を発行しますのでお問い合わせください。

- (2) 事前にご準備いただいた前述の書類をアップロードいただきます。  
その他、氏名、住所、電話番号、受講経費総額等も改めてご入力いただきます。
- (3) 実績報告が完了しましたら、区で内容の確認を行います。  
ご提出いただいた内容によっては、追加で書類をお求めする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 5 注意事項

- (1) 助成金の振込指定先にゆうちょ銀行を指定することができません。  
あらかじめご了承ください。
- (2) オンラインでの手続き時、画面の一時保存はできませんので、事前に提出する書類をご準備のうえお手続きしてください。
- (3) 交付決定額はあくまでも上限になります。  
対象経費の支払い等が確認できた段階でその金額をもとに交付金額を確定します。  
(最終的な助成金額が交付決定額より低くなる可能性がございます。)
- (4) 源泉徴収税等は対象外になりますのでご注意ください。
- (5) 令和9年3月末日までに「募集要項」の申請要件から外れると、交付決定を取り消しますのでご注意ください。

\*その他ご不明な点等ございましたら、下記担当あてにご連絡ください。

### 【お問い合わせ】

品川区地域産業振興課  
中小企業支援担当(人材確保) 千代  
電話：03-5498-6351  
Fax：03-5498-6338